



3. 受入れできないもの

受入れできないものとは、法的又は酒々井リサイクル文化センターで処理を行うことが困難であるため持ち込めないものです。

ア) 一般廃棄物

①法的根拠によるもの

1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

品目	対象内容
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> ・壁掛け形のセパレート形、ガスヒーターエアコン、ハイブリットエアコン（石油・ガス・電気併用エアコン等） ・マルチエアコン（室内機が壁掛け形、床置き形のもの） ・床置き形のセパレートタイプ、ハイブリットエアコン（石油・ガス・電気併用エアコン等） ・ウィンド形エアコン及びクーラー ・対象となる室内機に取り付けられている室外機及びリモコン、室内機用の取り付け金具、商品同梱の工事部材 ・一体型の純正据付部材
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウン管、液晶、プラズマテレビ ・VTR内蔵テレビ、ラジカセ一体型テレビ（電池式含む） ・HDD、DVD等内蔵テレビ、 ・チューナー分離型テレビ ・対象となるテレビのリモコン、着脱式付属専用スピーカー、その他付属物（電源コード、スタンド等）
冷蔵庫 冷凍庫 ワイン庫 保冷庫	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫 ・ワインセラー（ワイン庫） ・保冷庫、温冷庫（冷却や制御に電気やガス等を使用するものを含む） ・対象品に同梱されていた付属品 ・吸収式冷蔵庫（冷媒にアンモニアを使用） ・ベルチェ素子方式冷蔵庫（電子冷蔵庫、半導体冷却式） ・ポータブル冷蔵庫（車載含む）
洗濯機 衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・二層式及び全自動式洗濯機（乾燥機能付きを含む） ・洗濯乾燥機（ドラム式を含む） ・衣類乾燥機（電気式、ガス式） ・小型洗濯機（排水機能があるもの） ・対象品に同梱されていた付属品

家電リサイクル法対象品の処分については、近隣の電気店若しくは家電量販店へご相談ください。

また、指定引取場所へ直接持ち込むことも可能です。

指定引取場所へ直接持ち込む際の手順は以下のとおりです。



3. 受入れできないもの

①郵便局にて、家電リサイクル券への記入とリサイクル料金の支払いをしてください。

リサイクル料金は、メーカーや製品、製品の大きさなどにより異なります。家電リサイクル券センターのホームページをご覧くださいか、郵便局へお問い合わせください。

②家電リサイクル券を廃棄したい家電リサイクル対象品を持って以下の指定引取場所へお持ちください。

指定引取場所の受付時間等は直接以下の引取場所へお問い合わせください。

令和3年10月1日現在

指定引取場所名称	住所、連絡先
日本通運（株）千葉東支店	佐倉市大作 1-8-7 TEL 043-498-0856 FAX 043-498-2367
（株）エコマイン	富里市十倉 604-5 TEL 0476-94-0050 FAX 0476-94-0025

2) 資源有効利用促進法（PCリサイクル法）

品目	内容
パソコン及びモニター	<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップパソコン ・ノートブックパソコン ・モニター体型パソコン ・液晶モニター ・ブラウン管モニター

パソコン本体及びモニターの処分については、メーカーへ直接お問い合わせください。

自作パソコンやメーカーの倒産及び日本から撤退しているものなど、回収先が存在しない場合は、パソコン3R推進協会が回収しています。

パソコン3R推進協会 パソコンリサイクル受付センター 044-540-0576
--

3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律（フロン排出抑制法）

品目	内容
第一種特定製品	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、業務用製氷機、冷水器 ・業務用エアコン（パッケージエアコンなど） ・ショーケース（飲料用含む） 上記の他、業務用として製造されているものでフロン類が充填されているもの



3. 受入れできないもの

一般家庭で使用していた第一種特定製品については、充填されているフロン類を抜き取った証明書がある場合、酒々井リサイクル文化センターへ持ち込むことができます。その際、フロン類を抜き取った証明書の提出が必要です。

店舗や事業所等で使用していた第一種特定製品は、産業廃棄物となるため酒々井リサイクル文化センターへ持ち込むことはできません。

②適正処理困難物

下記に記載されているものの処理、処分等については、メーカーや販売店、各市町の廃棄物担当課へご相談ください。

1) 有害性、有毒性のあるもの

- (1) 農薬
- (2) 実験用薬品等の薬品類
- (3) 毒物、劇物など、毒物及び劇物取締法に定められているもの
- (4) バッテリー（車、オートバイ、原付、電動シニアカーなど）
- (5) 医療器具（注射器など）
- (6) 汚物
- (7) 汚泥
- (8) 石膏ボード

2) 危険性のあるもの

- (1) LPガスボンベ、ヘリウムガスボンベ、酸素ボンベ等のボンベ類
- (2) 消火器
- (3) 揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー）
- (4) 灯油、重油、軽油等
- (5) ボタン電池
- (6) 中身の入ったライター、中身の入ったカセットボンベ（可燃性ガス）
※中身が空の状態のものは持ち込むことができます。中身を抜くことができない場合は佐倉市、酒々井町清掃組合へご相談ください。
- (7) 火薬及び未使用の火薬使用製品（花火・発煙筒・エアバック等）
※花火については、水によく浸し、水気をよく切った状態のものは持ち込むことができます。
- (8) 中身の入ったスプレーカン

3) その他

- (1) 太陽光発電設備（センサーライトなど簡易的なものを除く）
- (2) 電気給湯設備等（エコキュート、エネファーム等の設備）
- (3) 太陽熱温水器
- (4) 家庭用ポータブル蓄電池
- (5) 自動車用及び二輪車用タイヤ（50cc以下の原動機付自転車を除く）
- (6) 農機具（手押しタイプのものでゴム製タイヤが付いていないものを除く）



- (7) 電動シニアカー
- (8) ピアノ、オルガン、エレクトーン（キーボード（鍵盤）のみのもの及び脚が容易に取り外せるタイプを除く）
- (9) スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファークベツ
- (10) 液体、液状のもの（オイル、ペンキ、油、液体洗剤など）
- (11) 直径20cm以内で長さが2mを超える木、枝、木材
- (12) 直径20cmを超える木、枝、木材
- (13) 竹や篠竹で2mを超えるもの、枝葉を取り払っていないもの、竹と枝葉が混在して束ねられているもの
※長さが50cm以内の竹や篠竹はこの限りではありません
- (14) 2mを超えるFRP、グラスファイバー、カーボンファイバー製品
- (15) 家庭菜園で使用していた長さ5mを超える畝シートやビニールハウス用ビニール
- (16) 建築設備で1辺でも2mを超えるもの
- (17) 断熱材（グラスウールなど）、外壁材、屋根材などの建築廃材
- (18) コンクリートガラ
- (19) 土、砂
- (20) 石、砂利（自然石、庭に埋まっていた石や砂利など）

イ) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物で、以下に記載した廃棄物をいいます。

酒々井リサイクル文化センターは一般廃棄物処理施設であるため、産業廃棄物は持ち込めません。産業廃棄物の処理については、県より産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼してください。

①業種が限定される廃棄物とその業種

廃棄物の種類	指定業種等
紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、製本及び印刷物加工業、建設業に係るもののうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、新聞業のうち新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの、出版業のうち印刷出版をおこなうもの ポリ塩化ビフェニルが塗布されたもの又は染み込んだもの
木くず	木材又は木製品の製造業（家具製造を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット。
繊維くず	繊維工業に係るもの、建設業に係るもののうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの。 ポリ塩化ビフェニルが塗布されたもの又は染み込んだもの



3. 受入れできないもの

	もの
動植物性固形不要物	屠畜場及び食鳥処理場において処理したものの固形状の不要物
動物性又は植物性残渣	食品製造業及び医薬品製造業並びに香料製造業において原料として使用したものの固形状の不要物
動物のふん尿	畜産業に係るもの
動物の死体	畜産業に係るもの

②業種が限定されない廃棄物とその内容

以下に記載したものは、業種に関係なく事業活動等に伴って排出した場合、産業廃棄物となります。

廃棄物の種類	廃棄物の内容
燃え殻	石炭ガラ、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他残渣
汚泥	洗車場汚泥、建設汚泥など
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、切削油など
廃酸	写真定着液、硫酸、塩酸など
廃アルカリ	写真現像液、ソーダ液、石鹼廃液、苛性ソーダなど
廃プラスチック	合成樹脂、合成繊維、合成ゴムなど
ゴムくず	生ゴム、天然ゴム
金属くず	鋼鉄、非金属性の破片、研磨くず、切削くずなど
ガラスくず	ガラス類（ガラス板等）
コンクリートくず	製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、レンガくず、セメントくずなど
陶磁器くず	石膏ボードくず、陶磁器くずなど
鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かすなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
ばいじん	産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんなど

ウ) 特別管理廃棄物

特別管理廃棄物とは、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に関わる被害を生じるおそれがある性状を有するものをいいます。

特別管理産業廃棄物の処理は、排出事業者責任の原則に基づき、事業者がその処理責任を負います。事業者は、自ら特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬又は処分を委託しなければなりません。

特別管理一般廃棄物の処理等は、特別管理産業廃棄物処理業の許可業者が受け取ることができます。



①特別管理産業廃棄物

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類 など
廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以上の廃酸
廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特定有害産業廃棄物	廃PCB及びPCBを含む廃油 など
	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くす などのPCBが付着又は染み込んだ汚染物
	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するためにしよりのたものでPCBを含む者（PCB処理物）
	廃水銀等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の施設において生じた廃水銀等 ・ 水銀もしくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥（指定下水汚泥）
	重金属等を一定濃度を超過して含むもの（鉱さい）
	石綿建設除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業所からしょうじたもので悲惨するおそれのある廃石綿等
	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含む燃え殻
	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むばいじん
	有機塩素化合物等。1,4-ジオキサンを含む廃油
重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含む汚泥、廃酸又は廃アルカリ	

②特別管理一般廃棄物

PCB使用部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超過して含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの